別表十一(十二)の表中「

所得基準額
(別表四「41の①」－「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－「35の①」)

」を「

所得基準額
(別表四「41の①」－⑿－別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－⑿－別表四の二付表「35の①」)

」に、「

所得基準額
(別表四「41の①」－⑽－別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－⑽－別表四の二付表「35の①」)

」を「

所得基準額
(別表四「41の①」－⑽－⑿－別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－⑽－⑿－別表四の二付表「35の①」)

」に改め、同表の記載要領第１号中「場合、青色申告書」の次に「を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和３年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告書」を、「、連結法人」の次に「で令和３年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、連結法人」を加え、同第九号を同第十号とし、同第六号から第八号までを１号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の１号を加える。

6	「所得基準額 (別表四「41の①」－⑿－別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－⑿－別表四の二付表「35の①」)	⑻の欄は、令和３年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては、「－⑿」を消すこと。

別表十一(十二)の記載要領に次の１号を加える。

11	「所得基準額 (別表四「41の①」－⑽－⑿－別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」－⑽－⑿－別表四の二付表「35の①」)	㊴の欄は、令和３年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては、「－⑿」を消すこと。

別表十一(十二)を別表十一(十四)とする。

別表十一(十一)を別表十一(十三)とし、別表十一(九)から別表十一(十一)までを１表ずつ繰り下げる。

別表十一(八)の表中「

積立限度額
⑷×100又は60／100

」を「

積立限度額
⑷×60／100

」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第56条（特定災害防止準備金）」を削り、「租税特別措置法第68条の46」を「同法第68条の46」に改め、「若しくは令和２年旧措置法第68条の46（特定災害防止準備金）」を削り、同第二号を削り、同表を別表十一(九)とする。

別表十一(四)を別表十一(五)とする。

別表十一(三)の記載要領第二号(1)チ及び(2)二を削り、同表を別表十一(四)とする。

別表十一(二)を別表十一(三)とし、別表十一(一)の次に次の１表を加える。